

報告第4号

令和4年度二宮町一般会計予算事故繰越し
繰越し計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、一般会計予算事故繰越し繰越し計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

二宮町長 村田 邦子

令和4年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					事故繰越しの事由	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
									国県支出金	地方債	その他			
2	総務費	1 総務管理費	百合が丘老人憩の家(旧館)解体工事	7,872,700	2,420,000	5,452,700	0	5,452,700	0	0	0	0	5,452,700	解体工事着手前のアスベスト調査に時間を要し、年度内に工事が完了しない見込みとなることから、工期を延伸し、事故繰越しとするものです。